

境港市公告第73号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和4年11月17日

境港市長 伊達 憲太郎

1 業務概要

(1) 業務名

消防団の魅力発信動画制作委託業務

(2) 業務概要

本業務は、消防団の魅力発信動画制作委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「プロポーザル実施要領」という。）の別添1「消防団の魅力発信動画制作委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日～令和5年2月17日まで

(4) 提案上限額

1,971,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 本業務について令和3～5年度境港市物品等契約希望者登録名簿（取扱品目詳細に「動画制作」又は「映像」）に登録されていること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において境港市物品の購入等指名競争入札参加資格者等指名停止措置要綱（平成24年9月1日施行）に基づく資格停止措置（以下「資格停止措置」という。）を受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(8) 他の自治体において、動画制作に係る業務を受託した実績があること。

(9) 境港市における市税の滞納がないこと。

- 3 担当部署（問合せ先及び書類提出先）
境港市総務部自治防災課自治防災係
〒684-8501
住所 鳥取県境港市上道町3000番地（市民交流センター2階）
電話 0859-47-1023（直通）
FAX 0859-46-0299
電子メール jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

- 4 プロポーザル実施要領の交付
プロポーザル実施要領は、令和4年11月17日（木）から同年11月21日（月）までの間に境港市ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。
 - （1）交付期間
令和4年11月17日（木）から同年11月21日（月）までの日の午前8時30分から午後5時まで。なお土曜日、日曜日を除く。

 - （2）交付場所
3（担当部署）に同じ。

- 5 参加申込の手続き
 - （1）提出方法
本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル実施要領に基づき参加申込書等を作成し、これを持参または郵送（宅配便を含む。）すること。
 - （2）提出期限
令和4年11月21日（月）午後5時
 - （3）提出場所
3（担当部署）に同じ。
 - （4）参加資格の確認
参加資格の確認結果について、令和4年11月24日（木）までに通知する。

- 6 企画提案書等の提出
 - （1）提出方法
参加資格を有することが確認できた者は、プロポーザル実施要領に基づき、企画提案書等を作成し、これを持参又は郵送（宅配便を含む。）すること。
 - （2）提出期限
令和4年11月29日（火）午後5時
 - （3）提出場所
3（担当部署）に同じ

- 7 審査
消防団の魅力発信動画制作委託業務プロポーザル審査委員会を設置し、同委員

会が定める審査項目により審査を行う。

8 優先交渉権者の選定

審査の結果、最も評価の高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。

9 契約締結の交渉

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、審査において、評価の高い提案者から順に契約締結の交渉を行う。

10 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付するプロポーザル実施要領によるものとする。